

京都市立学校授業料等徴収条例の一部を改正する条例（平成17年3月25日京都市条例第110号）（看護短期大学事務室及び教育委員会事務局指導部学校指導課）

次のとおり、京都市立看護短期大学の入学料、高等学校の授業料及び幼稚園の保育料の適正化を図るため、これらを改定するとともに、幼稚園に入園した者について、入園料を徴収することとしました。

1 使用料及び手数料の改定

(1) 京都市立看護短期大学の入学料

区 分	改 正 前	改 正 後
市 内 出 身 者	56,400 円	112,800 円
市 外 出 身 者	169,200	225,600

(2) 高等学校の授業料及び幼稚園の保育料

区 分			金 額 (1 年 に つ き)	
			改 正 前	改 正 後
高 等 学 校	全 日 制		111,600 円	115,200 円
	定 時 制	全 単 位	13,800	14,400
		1 単 位	800	850
幼 稚 園			121,000	132,000

2 幼稚園に入園した者に係る入園料の徴収

幼稚園に入園した者について、20,000円の入園料を徴収することとしました。

この条例は、平成17年4月1日から施行することとしました。ただし、上記1(1)の改正は同年5月1日から、上記2の改正は平成18年4月1日から施行することとしました。

なお、平成17年4月1日前に高等学校に入学した者に係る授業料については、なお従前の例によることとしています。

京都市立学校授業料等徴収条例の一部を改正する条例を公布する。

平成17年3月25日

京都市長 榎本頼兼

京都市条例第110号

京都市立学校授業料等徴収条例の一部を改正する条例

京都市立学校授業料等徴収条例の一部を次のように改正する。

第1条中「及び入学料」を「，入学料及び入園料」に改める。

第2条第3項中「入学料」の右に「及び入園料」を加える。

第7条中「及び入学料」を「，入学料及び入園料」に改める。

別表第1備考以外の部分中「入学料」の右に「及び入園料」を加え，同表京都市立看護短期大学の項中「56，400」を「112，800」に，「169，200」を「225，600」に改め，同表高等学校の項中「111，600」を「115，200」に，「13，800」を「14，400」に，「800」を「850」に改め，同表幼稚園の項中「121，000」を「132，000」に，
「」を「20，000」に改める。

別表第2高等学校の項中「44，640」を「46，080」に，「22，320」を「23，040」に，「5，520」を「5，760」に，「2，760」を「2，880」に，「320」を「340」に，「160」を「170」に改め，同表幼稚園の項中「11，000」を「12，000」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は，平成17年4月1日から施行する。ただし，京都市立看護短期大学の入学料に係る改正規定は同年5月1日から，幼稚園の入園料に係る改正規定は平成18年4月1日から施行

する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に高等学校に入学した者に係る授業料については、なお従前の例による。

(看護短期大学事務室及び教育委員会事務局指導部学校指導課)